

首題ノ件ニ関シテハ本月八日付兵費考社第
二四三號及十三日付全第ニ六五號ヲ以テ申
（通）報ノ通りナルガ 浅利東京支局長ハ先
ノ會員組合ノ再反ノ反抗的書面ニ對シ更ニ
本月十五日付ヲ以テ別紙回答文ヲ郵送シ来リ
タルガ是ニ對シ極端會員組合長ハ其文面ニ依
ルニ浅利氏ノ立場甚ダ苦シギカ如クトテ嘲笑的
態度ヲ以テ迎ヘ居レルガ爲メ上第ニ中專ヨ
認メテト稱シ居リ
方鈴木總同盟會長ヨリハ末々何等ノ遺憾
ナシ
及申（通）報候也

別紙 回答文

様懐

「吾國労働代表新選会書」の件に關するニ
附の第二回の本信に於てお見合、オーイ
シ、オーイ等の書面を日本組織労働者に傳達
方を依頼され、私を其傳達方に行てかざる
當惑を感じ、オーイ、オーイの組織労働者に
手紙を廻送するの手續を取ると云へル中々
力事では無いと思ひ、オーイ、オーイの組織
可と字を傳達方取扱ふ必要ありと考へ、而
日本に歸着し、オーイ、オーイの私と云へ
騰字に附して、散布するに必要とする便宜
をせんとした、殊に縁分、日本政府の態度
と非難する